

# 技能者表彰実施要領

【秋田県用 抜粋版】

※一部の様式を秋田県用に差し替えています。

附 技能者表彰規程

(昭和42年労働省告示第38号)

技能者表彰審査委員規程

(昭和42年労働省訓第8号)

令和2年度

厚生労働省人材開発統括官

# 目次

## 第1章 推薦について

1. 推薦を行うことができる者について ..... P. 1
2. 被推薦者について ..... P. 1
3. 推薦手続について ..... P. 1
4. 被推薦者の審査 ..... P. 2
5. 表彰の実施等について ..... P. 2
6. 表彰状等の返納について ..... P. 3
- (実施要領 別表) 職業部門、職業分類及び職種 (例示) ..... P. 4

## 第2章 推薦書類の作成・提出方法

1. 推薦書類の作成・提出について ..... P. 18
2. 提出書類の取扱いについて ..... P. 18

### 推薦書類様式等

- 別紙1 都道府県知事又は全国的な事業主団体等による推薦 ..... P. 20

※各団体、市町村による県への推薦は、本抜粋版のP22～P34の様式を使用してください。

### 調書記載要領等

- 別紙3 調書記載要領 ..... P. 50
- 別紙4 【必読】推薦書類一式作成上の具体的留意点 ..... P. 57
- 別紙5 記載例 ..... P. 60

### 参考資料

- 参考1 技能者表彰規程 (昭和42年労働省告示第38号) ..... P. 65
- 参考2 技能者表彰審査委員規程 (昭和42年労働省訓第8号) ..... P. 69
- 参考3 「全国的な事業主団体等」の考え方について ..... P. 70
- 参考4 感謝状様式 ..... P. 71

## 技能者表彰実施要領

技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下、「規程」という。）第六条に基づき、令和 2 年度の卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目を技能者表彰実施要領（以下「実施要領」という。）として以下のとおり定める。

### 第 1 章 推薦について

#### 1. 推薦を行うことができる者について

推薦を行うことができる者（以下「推薦者」という。）及びその推薦者の推薦範囲は以下のとおりとする。

- (1) 都道府県知事  
当該都道府県の区域内に就業している者
- (2) 全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「全国的な事業主団体等」という。）  
全国的な事業主団体等（70 ページ参照（以下ページ表記は「P.○」とする。））を構成する企業に雇用される者等
- (3) 満 20 歳以上の者（以下「一般の推薦者」という。）  
就業している全ての技能者

#### 2. 被推薦者について

推薦者は、以下の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考して、厚生労働大臣に推薦するものとする。

- (1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。
- (2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。  
この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。また、卓越した技能を有する者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。
- (3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。また、過去（推薦日以前）において 禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

#### 3. 推薦手続について

##### (1) 被推薦者の選考について

※各団体、市町村による県への推薦の期限は、県からの依頼文書に記載していますので、留意してください。

推薦者は、以下に示すところにより、真に表彰されることがふさわしい者を別表に定める職種に従って選考し、令和 2 年 3 月 31 日（火）までに推薦するものとする。

なお、当該技能に関し叙勲又は褒章を受けたことのある者は推薦の対象とならないので留意すること。（叙勲又は褒章の受章予定者も対象外とする。）

ただし、長年のボランティア活動や人命救助など推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受けたことがある者は推薦の妨げにはならない。

ア. 「都道府県知事」による推薦

推薦数の制限はないが、1つの職種（P.4からP.17までに記載の別表 職業部門、職業分類及び職種（例示）の表中「職種（2）」欄に掲げる職種をいう。）について1名とする。なお、1つの職種について女性を1名以上推薦する場合には、当該職種は2名までとする。また、推薦に当たっては、広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体、市町村等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、公平かつ適切に行うこと。

イ. 「全国的な事業主団体等」による推薦

推薦数は1名とする。なお、女性を1名以上推薦する場合には、2名までとする。また、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を置くなどして、公平かつ適切に行うこと。

ウ. 「一般の推薦者」による推薦

推薦数は1名とする。推薦者は、その推薦に賛同する者2名の賛同を得て推薦すること（自薦はできないこと）。また、賛同者は満20歳以上であり、かつ、推薦者、被推薦者及び賛同者が二親等以内（配偶者を含む。）の親族関係にないこと。

なお、賛同者が賛同する被推薦者は1名とする。

(注) 「一般の推薦者」による推薦は、市井の人目に付きにくい分野等で活躍する優れた技能者を把握するために設けたものであることから、この趣旨に合致しない目的や方法による推薦はしないこと。

(2) 推薦書類の提出について

第2章（P.18以降）を参照すること。

#### 4. 被推薦者の審査

(1) 部門別審査

部門別審査委員は、被推薦者について、別表に定める職業部門別に設ける審査委員会において、同表に定める職業部門別に表彰を受けることの適格性を審査して、その結果を厚生労働大臣に報告する。（P.69参照）

(2) 総合審査

総合審査委員は、部門別審査委員会において審査の終了した被推薦者について、総合審査委員会において、総合的な見地から審査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告する。（P.69参照）

#### 5. 表彰の実施等について

(1) 被表彰者の決定通知について

表彰を受ける者は、厚生労働大臣が部門別審査委員及び総合審査委員の公正かつ適切な意見を聞いて決定する。

被表彰者の決定は令和2年8月末頃を予定している。被表彰者の決定については、人材開発統括官から、推薦者が指定した連絡担当者を通じて推薦者に対して郵送で通知し、被表彰者に対しては推薦者から通知することとする。

表彰式は、令和2年11月に実施する予定であるが、詳細については被表彰者決定時に通知する。

(3) 被表彰者としての決定の取消しについて

厚生労働大臣は、被表彰者として決定した者が、公表日までの間に、規程第二条各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、被表彰者としての決定を取り消すことができる。

なお、取り消した場合には、推薦者にその旨郵送で通知する。

(4) 感謝状の贈呈について

厚生労働大臣は、上記(3)の規定により、被表彰者としての決定を取り消した者が技能者の育成に寄与するなどの功績を有すると認める場合には、推薦者を通じて感謝状を贈呈することができる。(P.71 参照)

## 6. 表彰状等の返納について

推薦者は、自らが推薦して表彰状及び卓越技能章を授与された者が、その後に禁錮以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行があったと思料される事案についての情報を入手した場合は、事実確認を行った上、遅滞なく厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能振興係に情報提供すること。

職業分門、職業分類及び職種(例示)

部門	職業分類	職種 (1)	職種 (2)
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製鉄工、製鋼工	①製鉄工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工、④鋳鉄連続鋳造工、⑤造塊用鋳型補修工等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属溶解炉工、②非鉄金属浸出・淨液工、③非鉄金属電解工、④銅精錬工(電解法を除く)、⑤貴金属精錬工、⑥半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど)、⑦金属ウラン精錬工、⑧非鉄金属鋳込造塊工等
		(3) 鋳物工	①調砂工、②手込造型工、③機械込造型工、④鋳込工等
		(4) 鍛造工	①鍛造機炉工、②自由鍛造工、③型打鍛造工、④手かじ(鍛造)工等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延加熱炉工、②熱間圧延工、③冷間圧延工、④造管工、⑤圧延仕上工、⑥圧延ロール整備工等
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料製造検査工	①原材料試験検査工、②中間製品検査工、③非破壊検査工等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①金属材料原料工、②スクラップ整理工、③鋳物仕上工、④粉末や(治)金製品製造工等
2	1 金属加工の職業	(1) 金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③中ぐり強工、④フライス盤工、⑤歯切盤工、⑥研ま盤工、⑦金属特殊加工機工、⑧数値制御金属工作機械工等
		(2) 板金工	①板金工
		(3) 金属手仕上工	①金属手仕上工
3	1 その他の金属加工の職業	(1) 金属プレス工	①打抜プレス工、②成形プレス工、③プレス刻印工、④数値制御プレス工等
		(2) 鉄工、びょう打工、製かん(缶)工	①鉄工、②びょう打工、③製かん工、④てんげき工、⑤金わく仕上工等
		(3) 針金製品・針・ばね製造工	①針金製品製造工、②針・ピン製造工、③くぎ類製造工、④ばね製造工等
		(4) 金属研ま工	①金属研ま工

部門	職業分類	職種 (1)	職種 (2)
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(5) 金属彫刻工	①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、③磨しよく彫刻工、④かざり職等
		(6) 金属製家具・建具製造工	①金属製家具製造工、②金属製建具製造工
		(7) 金属製品製造工	①工具製造工(刃物を除く)、②金具製造工等
		(8) 金属加工・金属製品検査工	①金属検寸工、②びょう打検査工、③めっき検査工、④金属製家具・工具検査工等
		(9) その他の金属加工の職業	①けがき工、②ろう付工、③はんだ付工、④金属切断工(刃物によるもの)、⑤金型取付工等
		(1) 電気溶接工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動電気溶接機運転工、④溶接ロボット運転工等
		(2) ガス溶接工、ガス切断工	①ガス溶接工、②ガス切断工
		(3) めっき工	①電気めっき工、②溶融めっき工、③化学めっき工、④真空蒸着めっき工、⑤陽極酸化処理めっき工等
		4	1 一般機械器具組立・修理の職業
(2) 金属加工機械組立工	①金属工作機械組立工・調整工		
(3) その他の一般機械器具組立工	①産業用機械組立工、②機械部品組立工等		
(4) 一般機械器具修理工	①機械修理工、②機械検査工等		
2	計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①機械時計組立・調整工、②電気時計組立・調整工、③時計類似機器組立・調整工、④時計・時計類似機器修理工等
		(2) 計器組立工・修理工	①電気計器組立工、②ガス・水道メータ組立工、③温度計組立工、④圧力計組立工、⑤度量衡器製造工、⑥計器調整・修理工等

部門	職業分類	職種 (1)	職種 (2)
5	電気機械器具組立・修理の職業	(3) 光学機械器具組立・修理工	①眼鏡組立工、②光学計測器組立工、③光学機械組立工、④光学機械器具調整工、⑤光学機械器具修理工 等 ①光学レンズ工、②バルサムはり合せ工 等
		(4) レンズ研削工、調整工	①メガネ調整・加工工、②時計検査工、③計器検査工、④光学機械器具検査工、⑤レンズ検査工 等
		(1) 発電機・電動機組立工・修理工	①発電機組立・調整工、②電動機組立・調整工、③発電機・電動機修理工 等
		(2) 配電・制御装置組立工・修理工	①変圧器組立工、②配電盤・制御盤組立・調整工、③開閉制御機器組立工、④電気機械部品組立工、⑤配電・制御装置修理工 等
		(3) 民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	①電熱・照明器具組立工、②電動機応用製品組立工、③民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(4) 電気通信機械器具組立工・修理工	①電気通信機器組立工、②ビデオ・音響機器組立工、③電気通信機器調整工、④ビデオ・音響機器調整工、⑤電気通信機械器具修理工 等
		(5) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立・調整工、②X線応用装置組立・調整工、③医療用電子機器組立・調整工、④レーザー応用加工機器組立・調整工、⑤電子複写機組立・調整工 等
		(6) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体封止工、③半導体外装処理工 等
		(7) 電球・電子管組立工	①電球・電子管自動組立機操作員、②電球・電子管製造工、③電球・電子管部品組立工 等
6	輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車部品組立工、②自動車組立工、③自動車修理工、④自動車整備・修理・板金工
		(2) 航空機組立・整備工	①航空機部品組立工、②航空機組立工、③航空機整備工、④航空機整備工 等

部門	職業分類	職種 (1)	職種 (2)
6	輸送用機械器具組立・修理の職業等	(10) 被覆電線製造工	①熱線工、②被覆工、③燃合わせ工、④がい(鍍)装工
		(11) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池製造工、②蓄電池製造工
		(12) 電気機械器具検査工	①発電機・電動機検査工、②配電・制御装置検査工、③民生用電子・電気機械器具検査工、④電気通信機械器具検査工、⑤電子応用機器検査工、⑥電子部品検査工 等
		(13) その他の電気機械器具組立・修理の職業	①内燃機関電装品組立工、②記録媒体製造工、③特殊電子部品製造工、④電気機械器具保守員 等
		(1) 発電員、変電員	①発電員、②送電員、③変電員、④配電員 等
		(2) 送電線架線工	①送電線架線工
		(3) 配電線架線工	①配電線架線工
		(4) 通信線架線工	①通信線架線工
		(5) 電気通信設備工	①放送装置据付・保守工、②通信装置据付・保守工、③電話装置据付・保守工
		(6) 電気工事業者	①電気配線工事業者、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付工 等
		(1) 自動車組立工	①自動車部品組立工、②自動車組立工、③自動車修理工、④自動車整備・修理・板金工
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 航空機組立・整備工	①航空機部品組立工、②航空機組立工、③航空機整備工、④航空機整備工 等
(4) 鉄道車両組立・修理工	①車両機械組立工、②車両組立工、③車両ぎ装工、④車両修理工		
(5) 自転車組立・修理工	①自転車組立工、②自転車修理工		
(6) 船舶ぎ装工	①甲板部ぎ装工、②機関部ぎ装工、③居住部ぎ装工 等		

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)
		(7) 輸送用機械器具検査工 (8) その他の輸送用機械器具組立・修理の職業	①自動車検査工、②航空機検査工、③鉄道車両検査工、④自転車検査工、⑤船舶検査工 ①船舶修理工、②自動車組立・修理工 等
7	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	(1) 染色・仕上工 (2) 粗紡工、精紡工 (3) 合糸工、ねん糸工、加工糸工 (4) 繰返工、かせ取工 (5) その他の紡糸の職業 (6) 織機準備工 (7) 織布工 (8) 精練・漂白工 (9) 編物工、編立工 (10) フェルト・不織布製造工 (11) つな・あみ製造工 (12) その他の織布・関連の職業 (13) 帽子製造工 (14) 裁断工 (15) ミシン縫製工 (16) 刺しゅう工	①染物職、②浸染工、③なっ染工、④調色工、⑤蒸熱工、⑥友禅染工、⑦染色仕上工 等 ①混打綿工、②せつりゅう(掃梳)工、③練糸工、④粗紡工、⑤精紡工、⑥ガラ紡工 ①合糸工、②ねん糸工、③合ねん糸工、④加工糸工 ①繰返工、②かせ取工 ①製糸工、②紡績前処理工、③トップ・ケーク保全工、④糸巻工、⑤糸検査仕上工、⑥製綿・綿打直工 等 ①整経工、②管巻工、③へ(経)通工、④はた(機)ごしらえ工 等 ①織布工 ①精練工、②漂白工、③漂白整理工 ①ニット生地編立工、②ニット製品編立工、③機械レース編工、④編機準備工、⑤手編工 ①フェルト製造工、②フェルト帽体工、③不織布製造工 ①つな製造工、②あみ製造工、③なわ製造工、④ひも製造工 ①擬革製造工、②リノリウム製造工、③油布製造工、④織布後処理工、⑤織布等検査工 等 ①製帽工、②帽子飾付工、③帽子修理工 ①ボタンナー、②機械裁断工、③手裁断工 ①衣服ミシン縫製工、②衣服以外のミシン縫製工、③特殊ミシン縫製工 ①機械刺しゅう工、②手刺しゅう工、③刺しゅう補修工 等

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)
		(17) その他の衣服・繊維製品製造の職業	①繊維製品検査工、②繊維製品仕上工、③皮革製衣服仕立工、④カンバス製品製造工、⑤寝具仕立工 等
8	1 衣服の職業	(1) 婦人・子供服仕立職 (2) 紳士服仕立職 (3) 和服仕立職	①婦人・子供服注文仕立職、②婦人・子供既製服仕立工、③婦人服修理工 等 ①紳士服注文仕立職、②紳士既製服仕立工、③紳士服修理工 等 ①和服仕立職、②和服修理職 等
9	1 建設の職業	(1) 大工 (2) 型枠工 (3) 鉄筋工 (4) とび工	①建築大工、②宮大工 ③橋りょう大工 等 ①型枠大工、②型枠解体工 等 ①土木鉄筋工、②建築鉄筋工 ①建築とび工、②取りこわし作業員 等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木・舗装作業業者 (2) 鉄道線路工事業者	①建設・土木作業員、②舗装作業員 等 ①保線工、軌道工、②軌条工、③軌道舗石作業員
	3 採鉱、砕石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員 (2) 採炭員 (3) 石切出作業者 (4) 砂利・砂・粘土採取業者 (5) ダム・トンネル掘さく工 (6) さく井工、採油工、天然ガス採取工 (7) 支柱員 (8) 坑内運搬員 (9) 選鉱員、選炭員 (10) 他に分類されない採掘の職業	①採鉱従事者、②ローダー運転工(金属・非金属) ①採炭従事者、②ローダー運転工(石炭) ①石切出作業者 ①砂利・砂採取業者、②粘土採取業者、③庭石採取業者 ①ダム・トンネル掘さく工 ①ボーリング工、②石油・天然ガス採取工 等 ①支柱員 ①坑内運搬員 ①選鉱工、②選炭工、③鉱石類粉砕工 ①発破員、②坑内保守員、③鉱石検定員 等
10	1 その他の建設の職業	(1) れんが積工、タイル張工、ブロック積工	①れんが積工、②タイル張工、③石張工、④ブロック積工



部門	職業分類	職種(1)	職種(2)
		(2) 屋根ふき工 ①かわらふき工、②スレートふき工、③わら屋根ふき工等 (3) 左官 ①左官、②木舞工、③屋根左官 (4) 配管工、給工 ①配管工、②給工 (5) 熱絶縁工 ①耐火皮膚工、②保温工、③保冷工、④防露工等 (6) 防水工 ①土木工事防水工、②建築工事防水工等 (7) 潜水作業者 ①潜水作業者 (8) 建築板金工 ①建築板金工、②ダクト板金工 (9) その他の建設の職業 ①井戸手掘工、②潜かん(因)工、③水道工事検査工、④測量員、⑤建築塗装工	
	2 建設機械運転の職業	(1) 建設機械運転工	①建設機械運転工、②コンクリート機械運転工、③舗装機械運転工、④しゅんせつ(浚業)機械運転工等 ①植木職、②造園工等、③園芸装飾師等
11	1 農業の職業	(1) 植木職、造園師工	
12	1 窯業製品製造の職業	(1) 窯業原料工 (2) ガラス製品成形工 ①原料工、②ガラス溶融炉工、③窯業士練工、④シャモット工等 ①ガラス成形工、②ガラス吹工、③ガラス押型工、④ガラス熱処理工等 (3) ガラス製品加工工 ①ガラス熱加工工、②ガラス切断工、③ガラス研まし工、④ガラス繊維工、⑤繊維引き工等 (4) 陶磁器製造工 ①ろくろ成形工、②プレス成形工、③陶磁器類研まし工、④陶磁器レース加工工、⑤陶磁器焼成工等 (5) 施釉工、ほうろ うがけ工 ①釉う薬工、②釉う薬かけ工、③ほうろう焼入・仕上工 (6) 窯業絵付工 ①陶磁器画工、②転写絵付工、③陶磁器吹付工、④絵付仕上工、⑤金盛絵付工等 (7) ファイレンセラミ ック製品製造 ①ファイレンセラミック製品製造工 (8) セメント製造工 ①セメント焼成工、②セメント粉砕工 (9) セメント製品製 造工 ①コンクリートブロック製造工、②コンクリートパネル製造工、③セメントスレート製造工、④コンクリートパイプ製造工等	

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)
		(10) れんが、かわら類製造工 ①れんが、かわら類成形工、②れんが、かわら類切断工、③れんが、かわら類乾燥工、④れんが、かわら類焼成工等 (11) 石灰・石灰製品製造工 ①石灰製造工、②ドロマイト製造工、③石こう製造工、④石こう製品製造工等 (12) 七宝工 ①七宝工 (13) 窯業製品検査工 ①ガラス製品検査工、②陶磁器検査工、③れんが、かわら類検査工等 (14) その他の窯業製品製造の職業 ①ろつば製造工、②研ま用材製造工等	
	2 化学製品製造の職業	(1) 化学工 (2) 石油精製工 (3) 化学繊維工 (4) 油脂加工工 (5) 医薬品・化粧品製造工 (6) その他の化学製品製造の職業	①化学原料仕込工、②化学反応工、③電解反応工、④電気炉工(化学)、⑤分離・蒸留・乾留工、⑥ばい焼・か焼工等 ①石油分離工、②石油精留工、③石油タンク工等 ①原液調整工、②化学繊維紡糸工、③化学繊維後処理工 ①硬化油工、②油脂分解工、③石けん製造工等 ①医薬品製造工、②抗生物質培養工、③化粧品製造工 ①化学製品原料粉砕工、②化学製品検査工、③製品工場、④合成洗剤製造工、⑤感光材料製造工、⑥塗料・絵具・インキ製造工、⑦クレヨン・鉛筆しん(芯)・墨製造工、⑧ろうそく製造工、⑨農薬・殺虫剤製造工、⑩花火製造工等
	3 ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム工 (2) ゴム製品製造工 (3) タイヤ製造工・修理工 (4) プラスチック製品成形工	①ゴム製造工、②再生ゴム工 ①ゴム製品成形工、②加硫工、③ゴム製品仕上工等 ①タイヤ成形工、②タイヤ加硫工、③タイヤ仕上工、④タイヤ修理工 ①プラスチック成形工、②積層成形工

部門	職業分類	職種 (1)	職種 (2)
		(5) プラスチック製 品加工工	①プラスチック切削機械工、②プラスチック研ま 工、③プラスチック接合工、④プラスチック細工 仕上工
		(6) ゴム・プラスチッ ク製品検査工	①タイヤ検査工、②ゴム製品検査工、③プラスチ ック製品検査工
		(7) その他のゴム・プ ラスチック製品製 造の職業	①ゴム・プラスチック塗布工、②ゴム裁断工、 ③ゴム接合工、④原料プラスチック処理工 等
4	土石製品 製造の職業	(1) 石工	①石割工、②石切工、③石研ま工、④石彫工(工芸 的なものを除く。)、⑤露出し工、⑥石積工 等
		(2) その他の土石製 品製造の職業	①石細工工、②マイカカット工、 ③石綿製品製造工、④サザリ製作工 等
13	1 木・竹・ 草・つる製 品製造の職 業	(1) 製材工	①原木切断工、②製材段取工、③機械のこ工、 ④手のこ工 等
		(2) チップ製造工	①チップ製造工
		(3) 合板工	①合板製作工、②木質ボード製造工 等
		(4) 木工	①機械木工、②木型木工 等
		(5) 木製家具・建具製 造工	①指物職、②木製家具製造工、③木製建具製造工 等
		(6) 船大工	①船大工
		(7) 木製おけ・たる製 造工	①おけ・たる製造工、②おけ・たる修理工
		(8) 曲物製造工	①曲物製造工
		(9) 木彫工	①木彫工、②仏像彫刻製造工、③人形彫職、④将 棋彫駒製作工 等
		(10) とう・き柳製品製 造工	①とうき柳製品製造工、②き柳製品製造工
		(11) 木・竹・草・つる 製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
		(12) その他の木・竹・ 草・つる製品製造の 職種	①木材製品処理工、②木粉とび工、③木製運動用 品製造工 等

部門	職業分類	職種 (1)	職種 (2)
	2 バルブ・ 紙・紙製品 製造の職業	(1) バルブ工、紙料工 (2) 紙機械寸き工 (3) 紙手寸き工	①バルブ工、②紙料工 ①抄紙工、②抄紙仕上工 ①紙手寸き工
		(4) 加工紙製造工	①段ボール製造工、②塗工紙製造工、③防水紙製 造工、④変性加工紙製造工 等
		(5) 紙器製造工	①紙箱製造工、②大型紙袋製造工、③紙管筒製造 工、④紙製食器製造工、⑤ファイバーチューブ・ コーン製造工 等
		(6) 紙製品製造工	①小型紙袋製造工、②紙ひも製造工、③水引製品 製造工 等
		(7) その他のバル ブ・紙・紙製品製造 の職業	①紙裁断工、②紙加工工、③紙仕上工・検査工 等
	3 印刷・製 本の職業	(1) 文字組版作業員 (2) 製版作業員 (3) 印刷作業員 (4) 印刷物光沢加工 作業員 (5) 製本作業員 (6) その他の印刷・製 本の職業	①写真植字機オペレーター、②電算写真植機オペレ ーター、③電子組版機オペレーター 等 ①製版作業員(電子製版を除く)、②製版カメラ作 業員、③版下製作作業員、④電子製版作業員 等 ①とつ(凸)版印刷作業員、②オフセット印刷作 業員、③グラビア印刷作業員、④スクリーン印刷作 業員、⑤フォーム印刷作業員、⑥シール印刷作 業員、⑦木版画摺り師 等 ①印刷物光沢加工作業員
	4 かわ・か わ製品製造 の職業	(1) 製革工 (2) くつ製造工・修理 工 (3) その他のかわ・か わ製品製造の職業	①製革準備工、②なめし工、③製革仕上工 ①かわぐくつ製造工、②かわぐくつ修理工、③かわス リッパ製造工、④かわサンダル製造工 ①かわ裁断工、②かわ打抜き工、③かわ縫製工、 ④かわ具加工工、⑤かわ・かわ製品検査工 等
14	1 食料品製 造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工、③はるさめ製 造工、④ワントン・シューマイ皮製造工 等

部門	職業分類	職種 (1)	職種 (2)
		(2) パン・菓子製造工	①パン・焼き菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤あめ・キャンデー製造工、⑥チョココレート製造工、⑦チョコレート製造工、⑧チョコレート製造工 等
		(3) 豆腐・こんにやく・ふ製造工	①豆腐・同加工食品製造工、②湯葉製造工、③こんにやく製造工、④ふ製造工
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰・びん詰・レトルト食品調理工、②かん詰・びん詰工、③殺菌加熱工 等
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②粉乳製造工、③練乳製造工、④バター製造工、⑤チーズ製造工、⑥乳酸発酵製品製造工、⑦アイスクリーム製造工 等
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介くん製製造工、③魚介干物製造工、④水産ねり物製造工、⑤こんぶ加工工、⑥寒天製造工、⑦つくだ煮製造工 等
		(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ペーク・ソーセージ製造工 等
		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) その他の食料品製造の職業	①低温・保存食品製造工、②惣菜類調理工、③食料品検査工 等
2	食品原料製造の職業	(1) 精穀工、製粉工	①精穀工、②製粉工
		(2) 製糖工	①粗糖製造工、②精糖工、③角砂糖製造工、④水砂糖製造工、⑤てん菜糖製造工
		(3) 味ぞ・しょう油製造工	①味ぞ製造工、②しょう油製造工
		(4) 動植物油脂製造工	①油脂前処理工、②採油工、③精油工、④食用油脂製品製造工 等
		(5) その他の食品原料製造の職業	①調味料製造工(他に分類されないもの)、②酵母・こうじ製造工(他に分類されないもの)、③配合飼料製造工、④食品原料検査工 等
3	飲料・たばこ製造の職業	(1) 製茶工	①緑茶製造工、②紅茶製造工
		(2) 酒類製造工	①清酒製造工、②ビール製造工、③果実酒製造工、④ウイスキー製造工、⑤焼酎製造工 等
		(3) 清涼飲料製造工	①清涼飲料製造工

部門	職業分類	職種 (1)	職種 (2)
		(4) たばこ製造工	①たばこ原料処理工、②たばこ原料加工工、③製品たばこ製造工 等
		(5) その他の飲料・たばこ製造の職業	①コーヒー豆ばい(焙)煎工、②粉末飲料製造工、③水菓製造工、④飲料・たばこ検査工 等
15	1 生活衛生のサービスの職業	(1) 理容師	①理容師
		(2) 美容師・着付師	①美容師、②全身美容師、③衣裳着付師 等
16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②西洋料理調理人、③中華料理調理人、④給食調理人
		(2) パーティンダー	①パーティンダー
		(3) 給仕従事者	①飲食物給仕人、②支配人 等
17	1 その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張り	①家具類内張り工、②乗物内張り工、③小箱おおい(糊)工
		(2) 表具師	①表具師 等
		(3) 塗装工	①塗装前処理工、②木工塗装工、③金属塗装工、④塗装仕上げ工 等
		(4) 量工	①量工 等
		(5) 内装仕上工	①金属建具取付工、②建具ガラスはめ込工、③室内装飾工
		(6) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工、②製氷工 等
18	1 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②広告美術工、③かさ・ちようちん・うちわの絵付工、④人形彩色師 等
		(2) 映写技士	①映写技士
		(3) 製図工、写図工	①製図工、②写図工
		(4) 現図工	①現図型取工、②構造物理図工、③乗物組図工 等
		(5) 包装工	①機械包装工、②箱詰・袋詰工、③充てん工、④封止工、⑤ラベルはり工 等
19	1 表身具等身の回り品製造の職業	(1) かばん・袋物製造工・修理工	①かばん・袋物製造工、②かばん・袋物修理工
		(2) かん具製造工	①かん具組立工、②人形製造工、③かん具際物製造工 等
		(3) 楽器製造工	①ピアノ組立工、②オルガン組立工、③打楽器組立工、④弦楽器組立工、⑤管楽器組立工、⑥和楽器

部門	職業分類	職種 (1)	職種 (2)
			器組立工、⑦電気・電子楽器組立工、⑧楽器調整検査工、⑨楽器修理工 等
		(4) 模造・模造品製作工	①模型製作工、②小道具製作工、③マネキン人形製作工、④かつら・ヘアビーズ製作工、⑤義肢・装具製作工、⑥造花製造工 等
		(5) 和がさ・ちょうちん・うちわ	①和がさ製作工、②ちょうちん製作工、③ほんぼり製作工、④うちわ製作工、⑤せんす製作工
		(6) 洋がさ製造工	①洋がさ製作工、②洋がさ修理工
		(7) ほうき・ブラジ製造工	①ほうき製作工、②ブラジ製作工、③たわし製造工
		(8) 漆器工	①漆工、②漆器加飾工、③髹塗師、④はく押沈金工 等
		(9) 貴金属・宝石細工	①貴金属細工加工工、②宝石細工加工工 等
		(10) 甲・角・貝・さば	①べつ甲細工工、②貝細工工、③角・さば類細工工
		(11) 印刷師	①印刷工、②印章彫刻工、③スタンプ製造工 等
		(12) げた製造工	①げた製造工
		(13) 竹細工	①竹骨製造工、②竹かご・ざる製造工、③竹すだれ製造工、④釣竿製造工 等
		(14) 草・つる製品製造工	①稲わら製品製造工、②麦わら製品製造工、③い草製品製造工 等
		(15) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①筆記用具製造工、②運動用具製造工、③児童用乗物製造工、④喫煙具製造工、⑤マッチ製造工、⑥装身具等の回り品製造工、⑦毛筆製造工、⑧フラー・着飾、⑨装飾師、⑩彫金工(工芸的なもの) 等
20	1 定置機関・機械運転の職業	(1) 汽かん士	①ボイラーオペレーター
		(2) クレーン・巻上機運転工	①クレーン運転工、②巻上機運転工、③コンベア運転工
		(3) ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転工	①ポンプ運転工、②空気移送装置運転工、③送風機運転工、④コンプレッサー運転工

部門	職業分類	職種 (1)	職種 (2)
		(4) その他の定置機関・機械運転の職業	①内燃機関運転工、②冷凍機運転工、③ケーブール機運転工、④玉掛工 等
	2 開発技術者	(1) 開発技術者	①構造強度実験工、②振動音響実験工、③実験計測工 等
	3 情報処理技術・通信技術の職業	(1) システム設計エンジニア	①システムアーキテクト、②データサイエンティスト 等
		(2) ソフトウェア開発エンジニア	①アプリケーションエンジニア、②組み込みエンジニア、③ソフトウェアプログラマー 等
		(3) システム運用管理エンジニア	①サーバ管理者、②システム管理者、③セキュリティエンジニア 等
		(4) 通信ネットワークエンジニア	①ネットワークエンジニア 等
	4 その他の生活・衛生サービスの職業	(1) クリーニング工	①クリーニング工
		(2) 洗張工	①洗張工
	5 その他	1～19部門及び20部門の1～3に属さない技能的職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー、④工業デザイナー 等

備考

1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示である。

2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。

## 第2章 推薦書類の作成・提出方法

### 1. 推薦書類の作成・提出について

※各団体、市町村による県への推薦書類は、県からの依頼文書に記載していますので、留意してください。

#### (1) 推薦書類一式について

推薦者は、被推薦者ごとにア又はイの書類をウの調書記載要領等に基づき作成の上、一括して提出すること。

なお、必要書類以外のものは提出しないこと。

ア. 都道府県知事又は全国的な事業主団体等による推薦

別紙1 (P. 22～P. 35) によること。

イ. 一般の推薦者による推薦

別紙2 (P. 38～P. 49) によること。

ウ. 調書記載要領等

(ア) 調書記載要領 (別紙3 : P. 50～P. 56)

(イ) 【必読】 推薦書類一式作成上の具体的留意点 (別紙4 : P. 57～P. 59)

(ウ) 調書の記載例 (別紙5 : P. 60～P. 64)

#### (2) 推薦書類の各様式の入手について

推薦書類の各様式は、厚生労働省のホームページ内「卓越した技能者（現代の名工）」表彰制度コーナーからダウンロードすること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/meikou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/meikou/index.html)

#### (3) 推薦書類の提出について

推薦期間内（令和2年2月3日（月）～令和2年3月31日（火）18時15分）に、推薦書類を下記担当係に郵送により提出すること。（USBやCD-ROMなどのデータとして提出しないこと。）

厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能振興係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

TEL : 03-5253-1111 (内線 : 5968)

併せて、被推薦者名簿（様式第2の1、様式第2の2又は様式第2の3）の電子媒体（EXCEL形式）を以下のメールアドレスまで送付すること。

MAIL : ginoushinkou@mhlw.go.jp

#### (4) 提出書類について

提出書類は返却しないので、返却を要する資料は提出しないこと。

## 2. 提出書類の取扱いについて

### (1) 個人情報の取扱い

提出書類に記載された調書及び個人情報は、卓越した技能者の審査及び表彰以外の目的に

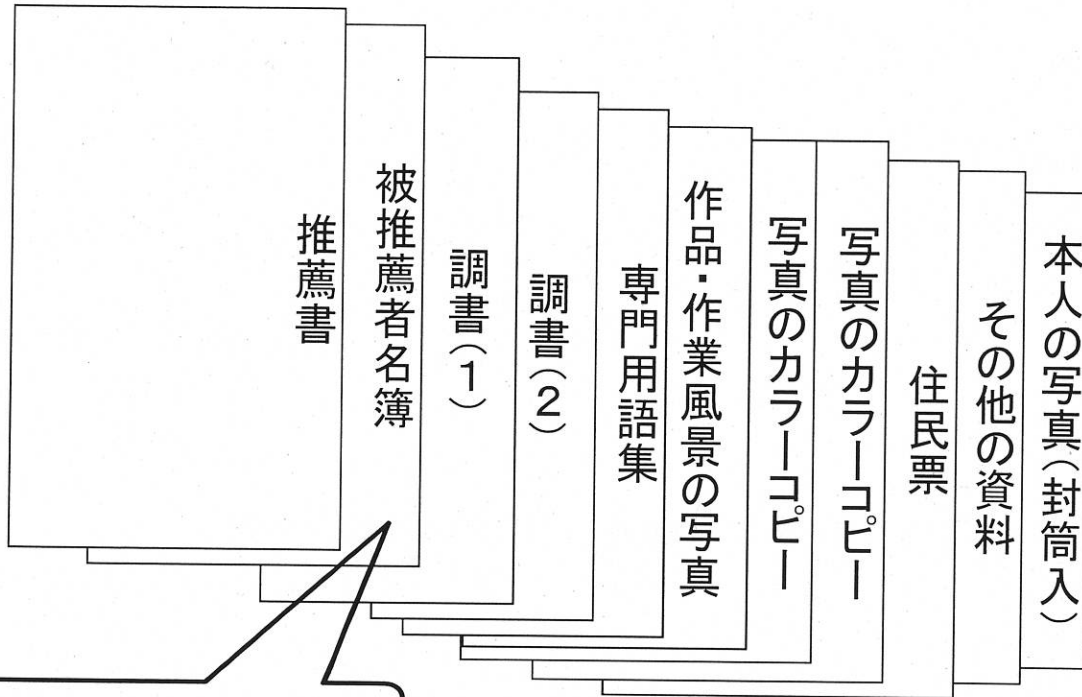
は使用しない。ただし、被表彰者については、顕彰のために、氏名、年齢、職種、就業先及び技能功績概要を公表し、また、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載することとなるので、推薦者はあらかじめ被推薦者に説明し、同意を得ること。

(2) 都道府県に対する被表彰者氏名等の提供について

全国的な事業主団体等又は一般の推薦者により推薦された被表彰者については、都道府県における顕彰のために、提出書類に記載された個人情報（被表彰者の氏名等）を就業先の都道府県知事へ提供する場合があるので、併せて同意を得ること。当該提供に併せて推薦者の氏名及び連絡先を都道府県知事に提供する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。

# 推薦書類一式(市町村・団体推薦)

(片面出力としたうえで、ホチキス・パンチ等はせず、クリップ止めとすること。(ファイル等に綴らないこと。))



市町村のみ提出が必要です。

※A4版

(推薦書記載例：市町村推薦)

文書番号  
令和2年 月 日

秋田県知事 あて

〇〇市町村長 公印

令和2年度卓越した技能者の表彰に係る推薦について

標記について、別添名簿（様式第2の1）に記載の者は、「卓越した技能者」としてふさわしい技能者であると認められますので、関係書類を添えて推薦いたします。

連絡担当者  
住 所  
電 話  
F A X  
E - mail



(推薦書記載例：団体推薦)

令和2年 月 日

秋田県知事 あて

団体代表 印

令和2年度卓越した技能者の表彰に係る推薦について

標記について、下記に記載の者は、「卓越した技能者」としてふさわしい技能者であると認められますので、関係書類を添えて推薦いたします。

記

1. 職 種
2. 住 所
3. 氏 名

連絡担当者  
住 所  
電 話  
F A X  
E - mail

# 被推薦者名簿

市町村名 ( ) 選挙対象者総数 ( ) 名

No.	推薦 順位	職業 部門	職種名(1)	職種名(2)	生年月日	年齢 (令和2年11月1日 現在の満年齢)	氏名	ふりがな	性別	就業地 (都道府県名)	就業地 (事業所名)	事業所全体の 従業員数	過去の 推薦回数	摘要
1														
2														
3														
4														
5														

## 担当者連絡先

連絡担当者 (部署名)	
連絡担当者 (氏名)	
住所	〒
電話	
FAX	
E-mail	

(留意事項)

1. 選挙対象者数については、実施要領のP.55を参照すること。
2. 被推薦者の記載は推薦順位順とすること。
3. 「職業部門」等の欄は、実施要領別表(P.4~17)を参照すること。
4. 「摘要」欄は、名前が外字、特殊文字等の場合に特記すること。

## 被推薦者名簿 (記載例)

(注) 元号(M, T, S, H)で必ず御記入ください。

(注) 令和2年11月1日時点での満年齢を御記入ください。

市町村名 ( ) 選挙対象者総数 ( ) 名

No.	推薦 順位	職業 部門	職種名(1)	職種名(2)	生年月日	年齢 (令和2年11月1日 現在の満年齢)	氏名	ふりがな	性別	就業地 (都道府県名)	就業地 (事業所名)	事業所全体の 従業員数	過去の 推薦回数	摘要
1	1/3	5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	S40.7.6	55	技能 秀一	ぎのう しゅういち	男	〇〇県	〇〇電気株〇〇工場	500	0	
2	2/3		...											
3	3/3		...											
4														
5														

担当者連絡先

連絡担当者 (部署名)	
連絡担当者 (氏名)	
住所	
電話	
FAX	
E-mail	

- (留意事項)
1. 選挙対象者数については、実施要領のP.55を参照すること。
  2. 被推薦者の記載は推薦順位順とすること。
  3. 「職業部門」等の欄は、実施要領 別表(P.4~17)を参照すること。
  4. 「摘要」欄は、名前が外字、特殊文字等の場合に特記すること。

調 書 ( 1 ) 都道府県 令和 2 年度

(様式第 3 の 1)

都道府県番号		都 道 府 県 名			職業 部門	職 種 名 ( 1 )			職 種 名 ( 2 )		
ふりがな 氏 名					職 歴		在 職 期 間		在職年月数		重複を除く 年月数
生 年 月 日		明治 大正 昭和 年 月 日 ( 歳 ) 男・女 平成 (令和 2 年 11 月 1 日現在の年齢)					年	月	日	年	月
現 住 所		〒  TEL									年 月
就業地	事業所名			事業所全体の 従業員数 ( 人 )							
	所在地	〒  TEL									
表 彰									免許・資格等名		取 得 年 月
高度熟練技能者		ものづくりマイスター	全技連マイスター	技能グランプリ入賞	技能選手大会入賞	技能選手大会入賞			技能士の名称		取 得 年 月
平成 年度認定		平成 年度認定	平成 年度認定	第 回大会	第 回大会	第 回大会					
業種				職種	職種	職種					
職種		職種		第 位	第 位	第 位					
									技能検定		

(※) 職業訓練指導員免許の取得歴又は技能検定委員の委嘱歴について、該当する場合は記載すること。

調 書 ( 2 ) 都道府県 令和 2 年度

(様式第 3 の 1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名(1)	ふりがな	
				氏名	
卓 越 し た 技 能 の 概 要					
技 能 の 概 要		功 績 ・ 貢 献 の 概 要		後進指導育成の概要	現 役 性
過去の推薦回数			推薦者及び推薦理由	(所在地又は住所)	
年度	年度	年度		〒 TEL	
年度	年度	年度		(推薦者氏名)	
年度	計			回	
推薦順位等				(推薦理由)	
推薦順位			位		
推薦総数			名		
選考対象者総数			名		

必ず記載してください。

専門用語集（例）

用語	ふりがな	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卓越した技能者の表彰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ たくえつしたぎのうしやのひょうしょう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卓越した技能者の表彰制度は、厚生労働大臣が我が国の最高水準にある優れた技能者を表彰することにより、技能労働尊重の気運を高め、技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年が誇りを持って技能者になろうとする社会的基盤を築こうとするものである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○○</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ △△△△</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ □□</li> </ul> <p>.....</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ △△△△△</li> </ul> <p>.....</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。</li> </ul> <p>.....</p>

(参考様式)

職 業 部 門	
被推薦者氏名	
撮 影 年 月	

### 写真添付欄

- ・作品の写真や作業風景等、調書（２）に記載した技能・功績等が分かる写真を添付すること。
- ・大きくて鮮明な写真を添付すること。
- ・被推薦者本人と分かる直近１年以内の作業風景の写真を最低１枚以上添付すること。
- ・写真は、Ａ４版紙面・片面（データを出力したもの又は写真を貼り付けた紙面をカラーコピーしたもの）で１０枚以内とすること。
- ・写真の内容についての説明を記入すること。
- ・改善事案等の功績を記載する場合、写真に代えて図表を添付しても差し支えない。
- ・本様式の項目を含んだものであれば、独自の様式（レイアウト）を使用して差し支えない。

写真説明

--

職 業 部 門	
被推薦者氏名	
撮 影 年 月	

### 写真添付欄

--

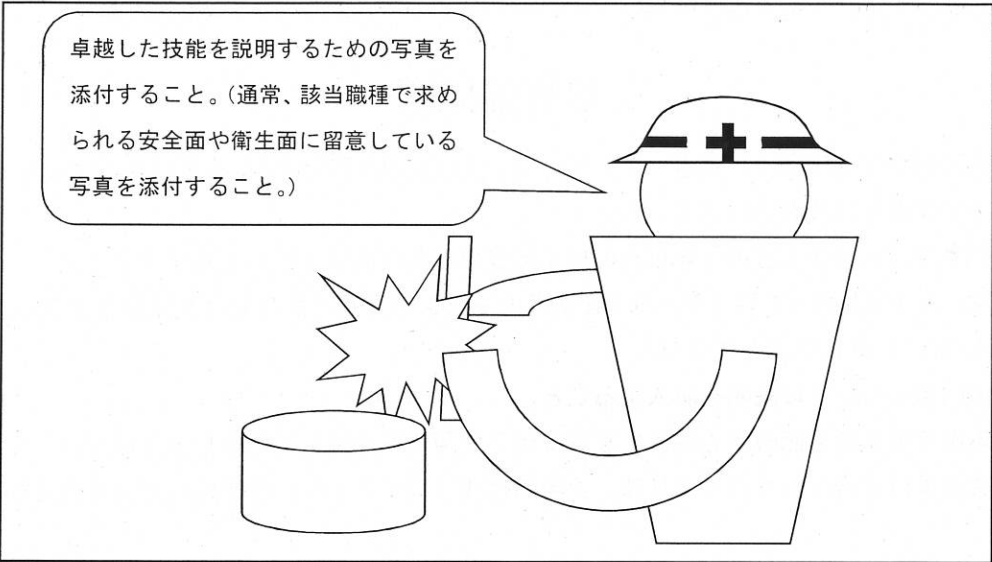
写真説明

--

**記載例**  
(参考様式)

直近 1 年以内の作業風景写真を 1 枚以上添付してください(基準日令和元年 4 月)。

職業部門	第 5 部門
被推薦者氏名	技能 秀一
撮影年月	令和元年 11 月

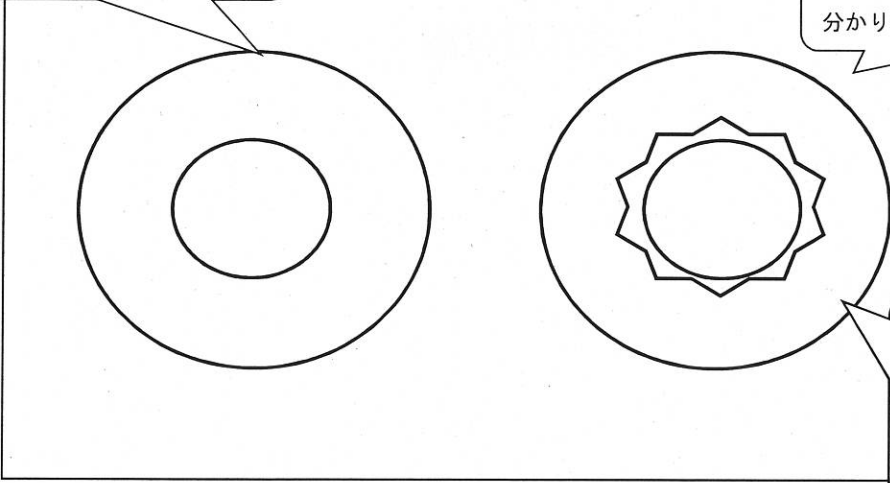


**写真説明**

金型の加工作業。被推薦者は長年の知見と経験を駆使し、1000 分の 1mm オーダーの精度で加工を行うことができる優れた技能を有している。

職業部門	第 5 部門
被推薦者氏名	技能 秀一
撮影年月	平成 28 年 5 月

作品や部品の説明(卓越した技能を要する部分など)があると分かりやすい。



最終的な製品や部品を並べると分かりやすい。

繊細さがポイントの場合、該当部分が分かる鮮明な写真を添付すると分かりやすい。

**写真説明**

写真の金型は〇〇機械において、重要な部品である。  
左が通常のコ型。右が左のコ型に被推薦者が卓越した技能を發揮して加工したコ型であり、〇〇機械の機能性を大幅に向上することに貢献した。



### 調書記載要領

本調書は、被推薦者を審査するための基本資料となるものである。したがって、以下に留意の上、必要事項を簡潔明瞭かつ的確に所定欄に記載すること。

なお、調書(2)の「卓越した技能の概要」欄について、一葉で記入することが困難な場合は、上限三葉まで記載して差し支えないこと。また、二葉目以降は都道府県番号(団体推薦及び一般推薦の場合は不要)、都道府県名又は団体名(一般推薦の場合は不要)、職業部門、職種名及び氏名を記入の上、必要な欄のみ記入すること。

#### (留意事項)

昨年度(以前)の被推薦者を改めて推薦する場合、調書内容等が過去の推薦調書と同じものが多々見られるので、調書内容や写真を更新するなど工夫すること。

#### 【調書1】

##### 1. 「職業部門」欄

被推薦者が従事する職業の職種が属する本要領の別表に定める職業部門の番号を記入すること。

##### 2. 「職種名(1)及び(2)」欄

被推薦者が従事する職種を別表に例示している職種名を参考に記入すること。

##### 3. 「氏名」欄

戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。特に、旧字、新字、略字等は正確に記入すること。

#### 4. 「生年月日」欄

戸籍に記載されている生年月日を記入し、( ) 内に令和2年11月1日現在の満年齢を記入すること。

#### 5. 「現住所」欄

郵便番号、現住所及び電話番号を略さずに記入すること。

#### 6. 「就業地」欄

「事業所名」欄には、雇用されている場合にあつては雇用事業所名を、自営している場合にあつては屋号等をそれぞれ正確に、また「所在地」欄には、郵便番号、所在地及び電話番号を略さずに記入すること。

なお、「事業所全体の従業員数」欄における人数には、被推薦者も含めた人数を記載すること。(例えば、就業者が被推薦者のみという事業所の場合は、0名とはならず、1名となる。)

#### 7. 「職歴」欄

##### (1) 「職歴」欄

就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等を記入すること。

なお、団体等における職歴、公職歴及び団体歴のうち、本表彰と直接関係が無いものは記入しないこと。

##### (2) 「在職期間」欄

その職の始期及び終期を記入すること。

なお、現職については、令和2年11月1日をもって終期とすること。

##### (3) 「在職年月数」欄

月単位で計算した在職年月数を記入すること。

##### (4) 「重複を除く年月数」欄

表彰に係る技能を要する職種に従事していた期間の合計を記入すること。

ただし、同一の時期に2以上の職にあった場合には、どちらか一方の職にあった期間とし、これを重複する期間を除外すること。

#### 8. 「表彰」欄

表彰（技能に関連して被推薦者本人が表彰を受けたもののみ記入すること。）  
の種類ごとに表彰年月及びその事由を記入すること（表彰を証する書面の写しを  
全て添付すること。）。

なお、技能に関連する表彰でない、例えば「感謝状」等は記入しないこと。

#### 9. 「免許・資格等」欄

免許、資格、特許、実用新案等を有する者についてはその種類と取得年月を記入すること（免許等を証する書面の写しを全て添付すること。）。なお、本表彰と直接関連がない、例えば「普通自動車運転免許」等は記入しないこと。

なお、職業訓練指導員免許の取得歴もしくは技能検定委員の委嘱歴について、  
該当する場合はその種類と取得（委嘱）年月を本欄に記載すること（免許や委嘱  
等を証する書面の写しを全て添付すること。）。

#### 10. 「高度熟練技能者」欄

該当する場合は、認定された年度、業種、職種を記入すること（認定を証する  
書面の写しを全て添付すること。）。

#### 11. 「ものづくりマイスター」欄

該当する場合は、認定された年度、職種を記入すること（認定を証する書面の  
写しを全て添付すること。）。

#### 12. 「全技連マイスター」欄

該当する場合は、認定された年度、職種を記入すること（認定を証する書面の写しを全て添付すること。）。

13. 「技能グランプリ入賞歴」「技能五輪国際大会入賞歴」「技能五輪全国大会入賞歴」欄

該当する場合は、大会名、職種、入賞順位を記入すること（入賞を証する書面の写しを全て添付すること。）。

14. 「技能検定」欄

技能士の名称（○級○○技能士）と取得年月を記入すること（技能士証の写しを全て添付すること。）。

## 【調書2】

### 1. 「卓越した技能の概要」欄

技能者表彰審査委員が具体的に評価する欄であるので、その卓越性を的確に把握し、評価できるよう無意味な修飾語を用いることなく具体的かつ分かりやすく記載すること。

また、用語等については、全てふりがな及び簡単にわかる説明（提出書類「専門的・技術的分野に関する用語等の資料」）を付すこと。

#### (1) 「技能の概要」欄

関連する他の資料（要領3. 推薦手続について (2) 推薦書類の提出について ア. (キ) その他の資料及び、イ. (ク) その他の資料）に合わせて、被推薦者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴又は他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。

記述に当たっては、客観性（単に「非常に優れている」ではなく、どのように優れているのか数値で表す等）、明確性（改善実績における本人の技能の関わりの明示等）に心がけること。また、被推薦者の功績・経歴が中心となっているケースが見られるので注意すること。

なお、雅号等を有する者については、その雅号等を本欄に記載しても差し支えないこと。

#### (2) 「功績・貢献の概要」欄

関連する他の資料に合わせて、その者が当該技能をもって製作又は建造等をしたもので、当該被推薦者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表

的な事績を具体的に記入すること。

(3) 「後進指導育成の概要」欄

被推薦者が後進の指導・育成に当たった方法、対象及び範囲等を具体的に記入すること。

(4) 「現役性」欄

被推薦者が現役の技能労働者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間又はその者の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否か等を具体的に記入すること。

2. 「過去の推薦回数」欄

被推薦者が、過去において厚生労働大臣に推薦された年度を記入するとともに、その推薦回数の合計を記入すること。

なお、被推薦者が初めて推薦される場合は計0回と記入すること。

3. 「推薦順位等」欄

(1) 「推薦順位」欄（一般推薦の場合は不要）

被推薦者の全部門における推薦順位を記入すること。

(2) 「推薦総数」欄（一般推薦の場合は不要）

被推薦者の全部門における総数を記入すること。

(3) 「選考対象者総数」欄（一般推薦の場合は不要）

被推薦者の推薦に当たり、選考の対象とした全ての員数を記入すること。なお、厚生労働大臣への推薦に当たり、管轄の市区町村、商工関係機関又はその他の団体等に推薦を依頼した上で候補者の選定を行っている場合は、当該推薦人数を記載することとし、推薦基準を満たしうる潜在的人数を記載するなど、過大な人数を計上しないように留意すること。

4. 「推薦者、推薦団体又は賛同者及び推薦理由」欄

推薦者、推薦団体及び賛同者の住所、電話番号、名称（又は氏名）及びその推薦理由を記入すること。都道府県推薦の1位の者に関しては、他の候補者と比較して最上位とした理由についても併せて記入すること。

【必読】推薦書類一式作成上の具体的留意点

【被推薦者名簿】

都道府県知事からの推薦にあつては、被推薦者数が多く 1 枚に記入することができない場合は、2 枚目以降に記入すること。

一般推薦においては、担当者連絡先の「電話」「E-mail」は日中に必ず連絡がつくものを記入すること。

【調書】

作成した文書が以下の事項に該当する場合は、それぞれの留意点を踏まえ修正すること。

1 表現が客観性に欠ける

(例)「非常に優れている」

この場合、他と比較してどう優れているか数値等で表現するよう工夫すること。

(例)「短時間で加工できる」

この場合、「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等具体的に表現すること。

(例)精度が向上した

この場合、「標準公差 $\pm 0 \mu\text{mm}$ が $\pm \Delta \mu\text{mm}$ に向上した」等具体的に表現すること。

2 共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確

この場合、グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分について、個人の技能に特化し、具体的に記載すること。

3 技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ

この場合、卓越した技能を有する者であることが判断できるよう、特に技能の質的な面を中心にわかりやすく記載すること。

4 製品やサービスの紹介のみで、技能の関与が不明確

この場合、その製品の製作過程又はサービスの提供過程のどこで本人の技能が活かされたか明確にすること。

5 地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい

この場合、全国の候補者の中から選定することから、全国レベルで見た場合に、他の技能者と比較してどの程度優れているのか、内容を把握している場合は記載すること(地域に限定されるような性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合は、その地域における地場産業への貢献内容について記載すること。)



**【専門用語集】**

専門的・技術的分野に関する用語名、ふりがな及び解説を付したものとすること。

**【写真】****1 添付されている写真が少ない又は不鮮明**

写真は、被推薦者の製作した製品や作業風景を視覚的に確認し、調書を補完し、審査の一助とするため添付するものである。このため、被推薦者の技能レベルや実際の作業風景・作品等が分かる大きくて鮮明なものを可能な限り複数枚（A4紙面片面出力10枚以内）添付すること。

**2 写真に対する解説文章を記載**

作業風景や作品の写真において、どのように被推薦者の卓越した技能が発揮されているか簡潔明瞭に可能な限り記載すること。

**3 本人と分かる直近1年以内の作業風景の写真を1枚以上添付**

現役性の有無を確認するために、客観的に本人と分かる者が作業している直近1年以内の写真を1枚以上添付すること。（全ての写真が、「手だけしか写っていない」、「後ろ姿の写真」など本人と確認しづらい写真とならないように留意すること。また複数人写っている写真の場合はどれが本人か分かるようにすること。）

**【その他資料】**

被推薦者に係る技能の程度及び功績を確認することのできる資料等については、返却を要しない以下のような書類を添付すること。なお、資料はA4版紙面片面出力とし、**必要最小限の分量**とすること。（DVDやUSB等の電磁的記録媒体を添付しないこと。また、本人の作品や製品及び製作に使用した素材なども添付しないこと。）

**(1) 新聞記事等**

本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等。

該当部分の抜粋とし、雑誌等の書籍をそのまま添付しないこと。

**(2) 説明書、図面、写真等**

本人の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面等。

改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、分かりやすくすること。

**(3) 特許、実用新案等の資料**

特許、実用新案等については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明らかにすること。）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料（例：公開特許公報など）

の写しを添付すること。

(4) 表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰歴、免許・資格等の取得歴（訓練指導員免許の取得、技能検定委員の委嘱等を含む。）、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等各種競技大会の入賞歴等を記入した場合には、当該事跡を明らかにする書類の写しを漏れなく全て添付すること。

(都道府県・団体・一般共通)

(記載例)

調 書 ( 1 ) 都 道 府 県 令 和 2 年 度

(様式第3の1)

P.4~17 の別表の職種のどれにあてはまるか不明な場合は、御相談ください。

都道府県番号	都 道 府 県 名	職業部門	職 種 名 ( 1 )	職 種 名 ( 2 )
〇〇	〇〇県	5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工
ふりがな氏名	ぎのう しゅういち 技 能 秀 一	職 歴	在 職 期 間	在職年月数 重複を除く年月数
生年月日	明治 大正 昭和31年12月10日(63歳) 男・女 平成 (令和2年11月1日現在の年齢)	△△電機㈱に電機工として就職 〇〇電機㈱〇〇工場に電子機器組立工として入社 同工場同組立工 伍長 " 作業長 " 係長として現在に至る	年 月 日 自 昭和 4 1 49 3 31 至 昭和 51 4 1 3 15 自 昭和 51 3 16 至 平成 3 31 3 自 平成 3 4 1 3 31 至 平成 5 4 1 5 11 1 自 平成 5 5 至 平成 12 12 自 平成 12 12 至 令和 2 2	2 0 14 11.5 4 0.5 5 0 19 7 46年 7月
現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号 TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			
就業地	事業所名 〇〇電気㈱〇〇工場 事業所全体の従業員数(〇〇人) 本人を含む従業員数を記載すること。(P.51参照)			
所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号 TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			
表彰	グループで受賞したものは記載しないこと。ただし、本人の功績が著しいと認められるものは、それを客観的に判断できるものを併せて添付すること。	現職については、令和2年11月1日をもとにすること。	免 許 ・ 資 格 等 (※)	「表彰」・「免許・資格等」・「技能検定」 「高度熟練技能者」等 →確認資料のないものは記載しないこと。
高度熟練技能者	ものづくりマスター 全技連マスター 技能グランプリ入選 技能選手大会入選 技能選手大会入選	年〇月) (創意工夫功労)	取	技能検定委員はこの欄に必ず記載し、全て確認資料を添付すること。
平成 年度認定	平成 年度認定 平成 年度認定 第 回大会 第 〇 回大会 第 回大会		職業訓練指導員免許(機械科) 〇〇県技能検定委員(機械) 毒物劇物取扱者(一般) 特許123456「〇〇用装置の考案」	平成〇〇年〇月 ~平成〇〇年〇月 平成〇〇年〇月 技能に関係ない資格は記載しないこと。
業種	業種	職種	技能士の名称	取得年月
職種	職種	第 位 第 〇 位 第 位	1級電気機械組立技能士 1級制御盤組立技能士	昭和〇〇年〇月 昭和〇〇年〇月

(※) 職業訓練指導員免許の取得歴又は技能検定委員の委嘱歴について、該当する場合は記載すること。

(記載例)

調 書 ( 2 ) 都 道 府 県 令 和 2 年 度

(様式第3の1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名(1)	ふりがな	ぎ 技	P.57の「推薦書類一式作成上の具体的留意点」の「調書」の各項目を参照の上、作成してください。
〇〇	〇〇県	5	電子応用機械 器具組立工	氏 名		
卓 越 し た 技 能 の 概 要						
技 能 の 概 要	功 績 ・ 貢 献 の 概 要		後 進 指 導 育 成 の 概 要		現 役 性	
<p>電子分野の試作品製作に長年従事して培った知識・技能を有しており、特に下記の技能に優れている。</p> <p>1. 高信頼性を保障する組立技能 電子機器組立の「はんだ付け」技能と、振動を考慮した組立技能を修練し、その経験と研究の中から、信頼性の高い工法や工程を生み出した。その技能は、ハイブリッド車や燃料電池車に搭載されている電子制御製品の試作でも基礎となっており、現在は幅広く標準化されている。</p> <p>2. プリント板アートワーク技能 電子製品の試作では、小型軽量化が重要課題とされ、その完成度はプリント基板の部品実装密度に大きく左右される。 その中でもプリント板のアートワーク作業において、これまで培った優れたノウハウをベースに創意工夫と研究を重ね、新たなアートワークの工法を生み出した。その技能は現在標準化され、多くの電子製品の試作に適用されている。</p> <p>雅号 ( 〇〇 〇〇 )</p>	<p>1. 宇宙産業機器への貢献 人工衛星搭載用の低振動モータと宇宙環境測定装置の製作において、米国航空宇宙局の要求基準をクリアし、製品化を実現した。この技能は、現在運用中の国際宇宙ステーションの実験モジュール内で使用する真空ポンプ用コントローラの製造にも用いられ、宇宙産業事業の拡大に貢献した。</p> <p>2. モータースポーツ活動への貢献 エンジン性能の向上を目指したエンジン制御用コンピュータの試作と量産に取り組んだ。その結果、高性能な電子部品の組付品質の向上に貢献した。 現在、この工法は標準化され、試作品の組立工法として広く活用されることとなった。</p> <p>3. 地球環境への貢献 ハイブリッドや燃料電池車に搭載する電子制御製品に対し、高い組立技能を生かし、インバータなどの新製品の早期製品化果たした。また、その工法は量産にも応用され多大な貢献を果たした。</p>		<p>1. 電気・電子関係の国家検定に実技指導員として活躍し、これまでに〇〇名を合格させ、〇〇県技能競技大会において1位入賞者〇〇名を輩出した。</p> <p>2. 技能五輪大会出場者の指導を通じ、工場よりこれまでに〇〇人を全国大会に出場させた。大会では1位入賞〇名の成績を獲得させると共に〇〇年の国際大会でも1位入賞を果たさせる等、高い指導能力を発揮した。</p> <p>3. 技能検定補佐員として〇〇年にわたり尽力し、〇〇年から検定委員として、検定(電子機器・配電盤組立て)の運営に貢献し、現在も県技能検定専門委員として活躍している。</p> <p>4. 中堅・若手技能者の育成を図る上でその核となる監督者層のスキルを向上させるべく積極的に職業訓練指導員を育成し、〇〇名を合格させた。</p>		<p>技能五輪選手を指導する後進の指導員や技能五輪選手の指導、現場管理に尽力している また、自ら電子機器組立工として、訓練課題の作製作業に日々従事している。 現在従事している業務内容とその内訳は次のとおりである。</p> <p>就業時間〇時間 1. 新規課題の検討及び仕様書類の作製 (〇時間) 2. 指導方法や訓練内容の検討及び改善 (〇時間) 3. 職場内の巡視と指導員や選手への指導・教育 (〇時間)</p>	
過去の推薦回数			<p>( ) ( ) ( ) (又は住所) 〒 〇〇 県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇号 TEL〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p> <p>(推薦者(名)) 〇〇県知事 〇〇 〇〇</p> <p>(推薦理由) 電子分野の試作品製作における「はんだ付け」を始め、試作品の完成されるまでに必要な電子回路技術、組付技能、計測・評価技能などの電子機器組立に関する技能に卓越している。その技能を活かして、宇宙産業機器や自動車用電子制御製品、ITS製品などの多くの試作を担当し、製品化まで導いた。また、幾多の改善による生産性及び品質の向上や、職場安全に寄与するとともに、多くの後進技能者の指導・育成に貢献した。以上のことから本被推薦者は、電子機器組立に関する優れた技能を伝承するなど、多くの実績があり、県1位として推薦する。</p>			
24年度	年度	年度				
年度	年度	年度				
年度	計	1回				
推薦順位等						
推薦順位	1位					
推薦総数	10名					
選考対象者総数	36名					
推薦者及び推薦理由			<p>都道府県推薦→都道府県知事の氏名 団体推薦→団体の長の氏名 一般推薦→推薦者の氏名 をそれぞれ記入すること。</p> <p>一般推薦においては、日中に必ず連絡がつく番号を記入すること。(賛同者も同様)</p>			

被推薦者の推薦に当たり、選考の対象とした全ての員数を記入すること。(P.55参照)

技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号）

（目 的）

第一条 この規程は、卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の  
気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

（表彰者及び被表彰者）

第二条 表彰は、厚生労働大臣が、次の各号のすべてに該当する者について行う。

- 一 きわめてすぐれた技能を有する者
- 二 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- 三 技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- 四 他の技能者の模範と認められる者

（表彰の方法等）

第三条 表彰は、毎年 1 回、表彰状、卓越技能章及び褒賞金を授与して行うものとする。

- 2 表彰状の様式は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 卓越技能章は、盾及び徽章とし、その形状及び制式は、別表第 2 のとおりとする。

（被表彰者の選定）

第四条 表彰を受ける者は、都道府県知事、全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくは  
はその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他当該表彰を受ける者の  
推薦に当たる者が推薦した者のうちから、厚生労働大臣が選定する。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規程により選定を行うに当たっては、これを公正かつ適  
切に行うため、技能者表彰審査委員の意見をきくものとする。
- 3 技能者表彰審査委員に関し必要な事項は、別に定める。

（表彰状等の返納）

第五条 厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、禁  
錮以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあったときは、  
これを返納させることができる。

（細 目）

第六条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細目は、厚生労働省  
人材開発統括官が定める。

